**気候変動適応法の改正について**

災害・環境対策特別委員会

令和６年５月15日

都市環境部環境課

**１　法律改正の概要**

　・今後起こり得る極端な高温も見据え、熱中症対策を一層推進するため、熱中症の発生の予防を強化する仕組みを創設する等の措置を講じることを目的として改正

　・熱中症警戒アラートの一段階上に熱中症特別警戒アラートを新設

　・改正法の施行日は令和６年４月１日、熱中症特別警戒アラートは令和６年４月24日から運用開始

　・環境省が熱中症特別警戒アラートを発表し、関係都道府県知事に通知する。通知を受けた都道府県知事は、関係市区町村長に対してその旨を通知する。

〇概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 改正前 | 改正後 |
| アラート | 【熱中症警戒アラート】■気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合（熱中症の危険性に対する気づきを促す）■前日午後５時および当日午前５時頃に発表 | 【熱中症特別警戒アラート】※新設■気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合（全ての人が自助による個人の予防行動の実践に加え、共助や公助による予防行動の支援）■前日午後２時頃に発表 |
| 区の対応 | ■熱中症警戒アラートが発表された場合、ホームページやSNS等での区民周知、避暑シェルター等において熱中症対策を実施 | ■市区町村長が、冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を指定暑熱避難施設として指定などが法定化 |

**２　今後の対応**

（１）区の対応について

　・熱中症特別警戒アラートが発表された場合、（仮称）熱中症対策本部会議を設置し、区主催イベントの実施可否や学校、保育園、幼稚園等における校外活動等の開催可否の判断、各部局における対応策の共有を行う。

　・従前の警戒アラート発表時の周知内容に加え、区民、民間事業者向けに具体的な行動を促す注意喚起等のメッセージを発信する。※別紙参照

　・避暑シェルターについては、昨年度は、気象状況なども踏まえながら６月23日から各施設順次開設をしたが、今年度は、法改正も踏まえ、さらに約２か月前倒しで５月１日から地域センター、文化センター、児童センター、保健センター、シルバーセンター等61か所で開設。（シルバーセンター、高齢者多世代交流支援施設は５月中旬開設予定）

（２）官民共創による民間避暑シェルターの設置について（拡大）

　・法改正により、熱中症への対応について、民間との共創連携が位置付けられた。その踏み出しとして民間施設への避暑シェルター拡大に向け、今年度新たに薬局での開設について、現在、薬剤師会と協議中。

別紙

東京都から示されたキーメッセージ例示

○広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります！

○自分の身を守るだけでなく、危険な暑さから、自分と自分の周りの人の命を守ってください！

○今まで普段心掛けていただいている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性がありますので、今一度気を引き締めていただいた上で、準備や対応が必要です。

※全ての方が自ら涼しい環境で過ごすとともに、高齢者、乳幼児等の熱中症にかかりやすい方の周りの方は、熱中症にかかりやすい方が室内等のエアコン等により涼しい環境で過ごせているか確認してください。また、校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、全ての人が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更（リモートワークへの変更を含む。）等を判断してください。